

# 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター

## インド法務の入口 — 日系企業のための最新トピックガイド

2025年11月

### 1 はじめに

インドでは、急速なビジネス環境の変化に伴い、様々な分野において法律の改正や新たな規制の整備が進められていることから、インドでビジネスを展開する企業にとって、法務情報を継続的にフォローすることが重要な課題となっています。そこで、本ニュースレターは、法務部門のご担当者様だけでなく、現場の実務を担う皆様にもインドの法務情報を効率的に把握していただけるよう、重要な法改正等の動向をわかりやすく整理し、その要点を簡潔にお伝えすることを目的としております。今回は、インドにおける近時の法務トピックの中から、特に日系企業にとって関心・影響の大きいテーマを厳選してご紹介いたします。

### 2 生成 AI をめぐる法規制の潮流とインドの最新事例

生成 AI と法規制の関係は世界的に注目される重要なトピックの一つですが、特に著作権法との関係(簡単にいえば、著作者の同意なく生成 AI に著作物を学習・利用させることが著作権侵害に該当するか否か)をめぐって、各国で活発な議論が行われています。このテーマに関する議論は米国や EU 等が先行しているとされていますが、巨大な IT 市場を有するインドにおける動向も、世界の IT 開発等に大きな影響を及ぼす可能性があり、非常に重要です。以下、近時の注目すべきトピックを紹介します。

- 2024年11月、インドの通信大手の Asian News International が、Open AI の Chat GPT によるコンテンツの利用が著作権侵害に当たるとしてデリー高等裁判所に提訴し、他のメディアも同訴訟への参加を表明しました。審理は継続中ですが、判決が下されればインドにおける AI 実務に大きな影響を与えるため、その動向が注目されます。
- 2025年1月、政府から「Report on AI governance guidelines development」(AI ガバナンス・ガイドライン策定に関する報告書)が公表され、AI に関する法規制の方向性やガイドラインのあり方について提言が行われました。今後、AI に関する法規制やガイドライン策定に向けた議論が一層加速していくと考えられます。
- ベンガルール所得税審判所が2024年12月に出した決定の中で、根拠として引用されていた過去の裁判例が実在しないことが後に判明し、当該決定が撤回されたことが話題と

# 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター

なりました。これは、生成 AI が虚偽の情報を作り出す「幻覚(Hallucination)」と呼ばれる現象によるものとみられていますが、司法機関側でも裏では生成 AI が活用されているという実態を浮き彫りにした出来事といえます。

## 3 デジタル個人データ保護法施行に向けた最新動向

インドのデジタル個人データの取扱いを規定する Digital Personal Data Protection Act, 2023(デジタル個人データ保護法)は、2023年8月11日に制定され、その詳細を定める Draft Digital Personal Data Protection Rules, 2025(同規則案)が2025年1月3日に公表されました。同年7月26日には、所管官庁がパブリックコメントの募集を終えたと発表しており、デジタル個人データ保護法の施行が近いことを示唆しています。本法は、インドにおける個人データの取扱い全般に包括的な義務を課すものであり、企業のコンプライアンス対応に影響を及ぼすため、以下では、その主なポイントを紹介します。

### ・ **適用範囲と域外適用**

デジタル個人データ保護法は、個人データがデジタル形式で収集された場合又は非デジタル形式で収集された後にデジタル化された場合に適用されます。また、インド国外でデジタル個人データが処理される場合であっても、その処理がインド国内のデータ主体(個人データによって特定される個人のことをいいます。)に対する製品やサービスの提供に関連して実施される場合には、同法が適用されるため注意が必要です。

### ・ **同意取得と通知義務**

デジタル個人データを処理する場合、一定の正当な利用に該当する場合を除き、データ主体から、その個人データの処理に関して同意を取得する必要があります。また、デジタル個人データ保護法施行前に、データ主体からデジタル個人データの処理に関して同意を取得していた場合、合理的に実施可能な限り速やかに、データ主体に対して通知を行うことが義務付けられています。

### ・ **データ受託者の義務**

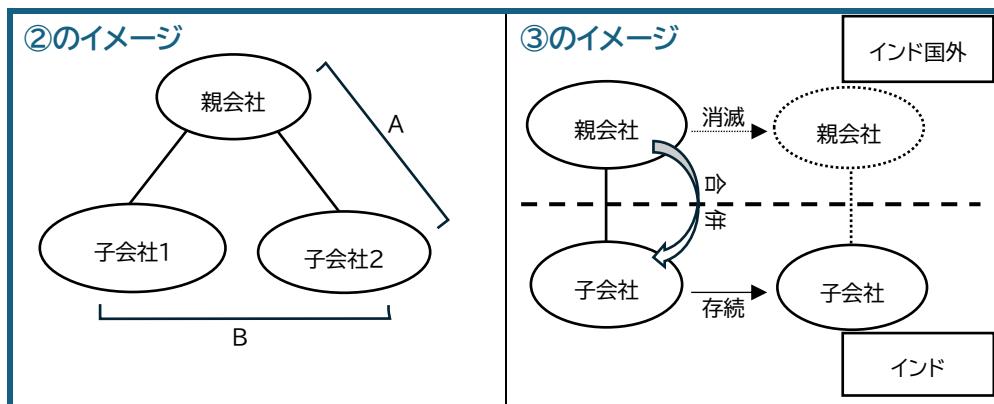
データ受託者は、個人データの侵害(漏えい等を含みます。)を防ぐための合理的なセキュリティ対策を整備する義務を負い、個人データの侵害が発生した場合、規制当局及び当該データ主体に対し、当該個人データ侵害の通知を行う義務を負います。なお、セキュリティ対策に関する義務違反に対しては、最大で25億ルピーまでの罰金が課されることがあります。

# 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター

## 4 ファストトラック会社合併・分割

インドにおける会社の合併や分割の手続は、時間を要することで知られていますが、2025年9月に手続負担の軽いファストトラック手続(Fast Track Route)を利用できる企業の範囲が拡大し、実用性が大幅に向上しました。下記図表に概要をまとめましたので、ご参照ください。本ニュースレターでは紙面の都合で詳細には立ち入りませんが、ファストトラック手続を利用することで、会社合併や分割完了までの期間を大幅に短縮できるため、日系企業の組織再編にも活用が期待されます。

	利用できる企業	条件
①	非上場会社同士	いずれの会社も借入金、社債、預かり金の未返済残高合計が20億ルピー以下であり、返済義務の不履行がないこと。
②	A.親会社と子会社 又は B.同一の親会社が有する子会社同士	譲渡会社(事業や資産等を他方の会社に譲り渡す会社)が上場会社ではないこと。
③	インド国外で設立された親会社(譲渡会社)と、インド国内で設立された完全所有子会社(譲受会社)の合併	親会社が日本の会社である場合、日本法上の制約により合併が認められない可能性が高いと考えられます。



## 5 インド会社法会計規則改正の主要ポイント

2025年5月30日に Companies (Accounts) Rules, 2014(会社法会計規則)が改正され、同年7月14日より施行されました。本改正による改正事項は多岐にわたりますが、取締役会報告書において、POSH Act(セクハラ防止法)の遵守状況に関し、①セクシャルハラス

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター

メントの苦情件数、②解決件数、③90日以上継続中の事案件数といった具体的な数値の開示が義務付けられるとともに、Maternity Benefit Act, 1961(出産手当法)の遵守に関する会社の声明の記載が義務付けられた点は注目に値します。

### 6 その他の法令の最新動向

- ・ 2025年8月に Promotion and Regulation of Online Gaming Act, 2025(オンラインゲーム促進・規制法)が成立し、その具体的な内容を定める関連規則の整備が進んでいます。同法及び規則案によれば、「Online Money Game」は完全に禁止され、「Online Social Game」や「E-Sports」は事前登録その他の規制の対象となります。
- ・ 2025年8月に Environment Audit Rules, 2025(環境監査規則)が施行されました。これにより、化学製品製造等の環境負荷のかかる産業活動については外部機関による環境監査が実施されることになります。
- ・ 2025年4月に Environment (Construction & Demolition) Waste Management Rules, 2025(環境(建設・解体)廃棄物管理規則)が公布されました。同規則が施行されると(施行予定日は2026年4月1日)、建設現場等から生じるいわゆる建築廃棄物の処理が厳しく規制されることとなります。

### 7 アンケート回答(無記名)のお願い

本ニュースレターを最後までご覧いただき、誠にありがとうございました。大使館での今後の企画の参考とさせていただくため、下記リンクより無記名のアンケートに御協力くださいますようお願いいたします。

<https://forms.office.com/r/ZXqbsQgwGE>

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じ、インド法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本ニュースレターに記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、在インド日本国大使館又は執筆者が所属する事務所の見解ではありません。

# 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター

## 執筆者

### 弁護士法人御堂筋法律

事務所 東京事務所

### パートナー弁護士

#### 岡本直己

米国留学、シンガポールの法律

事務所での勤務の経験を有し、  
国際法務、M&A、個人情報保護  
法分野を得意とする。



### 同 大阪事務所

#### 弁護士 石井洋輔

米国留学及び大手鉄鋼メーカー

法務部での出向経験を活かし、  
M&A、JV、海外進出、コンプラ  
イアンス、労務管理など幅広く手  
掛ける。現在、インド(デリー)の  
大手法律事務所に出向中。



### TMI 総合法律事務所

#### 弁護士 本間 淳

主な取扱い分野はインド法務、知的  
財産、国際取引等。インド法務につい  
ての執筆やセミナーも積極的に行っ  
ている。2025年1月から同年10月  
までインドの Trilegal(デリーオフィ  
ス)に出向。



## お問い合わせ

在インド日本国大使館(佐藤、飯田) E-mail: jpemb-economic@nd.mofa.go.jp

岡本直己弁護士 E-mail: nokamoto@midosujilaw.gr.jp

石井洋輔弁護士 E-mail: yishii@midosujilaw.gr.jp

本間淳弁護士 E-mail: Jun\_Homma@tmi.gr.jp